

令和5年度第2回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年5月8日（月）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第10号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第11号 農地の転用の許可の申請について

議案第12号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第15号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

(2) 報告

報告第5号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第6号 現況証明願について

報告第7号 農地の転用のための届出の受理について

報告第8号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第9号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

報告第10号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

3 出席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江

6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎

30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英

35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

1 番 石川 修次

(農地利用最適化推進委員)

22 番 杉浦 省二、26 番 川澄 秀世

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事

(2) 農務課 総務係係長、主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、1 番の石川 修次委員、22 番の杉浦 省二委員、26 番の川澄 秀世委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 11 番の保田 眞吉委員と 12 番の大竹 博久委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第 10 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

河内 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 17 日。本案件は、申請人が自宅から近い申請地を取得し、みかん栽培を始めたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 5 年 5 月 2 日。本案件は、申請地が自宅から近くにあり耕作するのに都合がよく、取得して農業経営を行っていききたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて申請番号 7 番 調査年月日は令和 5 年 5 月 1 日。本案件は、耕作に利便性が良

い土地であり、取得して娘と一緒に耕作をしていきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて申請番号8番 調査年月日は令和5年5月2日。本案件は申請地が自宅から近くにあり耕作するのに都合がよく、経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号9番 調査年月日は令和5年4月28日。本案件は、空き家を購入して居住するが、空き家と共に付随する農地を購入し農業経営を行いたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

山内 委員：5番と9番について質問です。

5番については下限面積が撤廃されたということで申請が上がってきたものと思われます。9番につきましては今までの空き家に付随した農地の特例制度を利用したものと思われませんがその様な解釈でよろしいでしょうか。

事務局：9番の理由としては空き家のことを記載しておりますが、実際に昨年までは空き家に付随する農地といまして100㎡から農地の取得ができたのですが、下限面積の撤廃により制度自体がなくなっておりますので9番につきましては空き家も取得するが農地は通常の3条で取得するものとなっております。そのため5番、9番については意味合いとしては同じになります。

山内 委員：ありがとうございました。私がいろいろ相談を受けながらやってきましたが、まだ空き家と農地の取得という制度ができていない頃、空き家だけを購入して隣地の農地が購入できないというケースがありました。今後はそういった方が空き家だけでなく、農地も一緒に取得することが可能になったという理解でよろしいでしょうか。

事務局：下限面積の観点からいえばそのとおりですが、他の要件は残っております。機械を持っているか、1年間の従事日数が何日であるか等の条件があり、そういった審査は入りますが、下限面積の観点でいえば基準を満たしていないと許可がとれないということはありません。

山内 委員：ありがとうございました。

酒井（功）委員：娘さんが主体にされるわけですが、父の指導のもとにより耕作していくことは法的に問題はありませんか。そういうことが度々おきるのではないかと危惧されているということだと思います。

事務局：農地法でいう世帯員等という定義があります。同居の親族もしくは生計を一にする二親等以内の親族の方は法律的に耕作と一緒に行っていけるという位置づけができております。その範囲内の方が取得されるということであれば法的には問題がないかと思われまます。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

委員：（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 11 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

河内 委員：申請番号 4 番 調査員の石川委員が本日欠席のため、2 番の河内が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 4 月 21 日となっております。この申請は、現在、田の不耕作地となっている申請地について、田として管理していくことが難しいため、道路面まで嵩上げして果樹園として管理していきたいという申請です。申請地の状況は不耕作の田となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

太田 委員：申請番号 5 番 調査員の川澄委員が本日欠席のため、25 番の太田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 5 月 1 日となっております。この申

請は、現在自宅南側県道から隣接所有者の土地を通路として利用して進入しているが、今後の利用を断られたため、申請地を進入路として転用したいという申請です。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 12 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

河内 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 29 日。本案件は、岡崎市発注の送水管布設工事を請け負ったが、工事に伴い発生する資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて申請番号 10 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 29 日。本案件は、現在建設資材の販売業を営んでいるが、使用している資材置場が手狭になったため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 5 年 5 月 2 日。本案件は、中日本高速道路株式会社から東名高速道路矢作橋（上り線）塗替工事を請け負ったが、工事資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。

ん。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 28 日。本案件は、事業拡大に伴い搬入資材や廃材が増え、作業スペースが手狭になったため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 26 日。本案件は、現在借家で生活しているが、生活に手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 30 日。本案件は、現在妻と 2 人で賃貸アパートで生活しているが、荷物も増え手狭になってきたため、分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 25 日。本案件は、現在家族 3 人で賃貸アパートで生活しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 5 年 4 月 28 日。本案件は、現在関連会社の自動車部品等の運搬を行っているが、現在賃貸で借りているトラック用の駐車場の返却を求められたため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号 17 番 調査年月日は令和 5 年 5 月 6 日。本案件は、過去に工場の隣接地である申請地を工場の従業員用の駐車場として、許可を受けずに転用したものを是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 13 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第 14 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第 15 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況に

ついて、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

酒井（功）委員：事務の実施状況の公表についてですが、以前からあったのでしょうか。
公表する場合はホームページに掲載もしくは愛知県に報告するものなののでしょうか。

事務局：事務の実施状況の公表につきましては以前からありましたが、報告内容について今回大きく変わりました。様式変更後、はじめての公表となります。ホームページに公表させていただくものと愛知県農業会議を通し、県のページに掲載させていただいております。

酒井（功）委員：公表の様式については愛知県下で統一された様式であるのか、改めて農業委員会事務局で作成された様式となるのでしょうか。

事務局：既に決まっております様式に沿って回答させていただいております。

酒井（功）委員：目標の最適化活動の成果目標年度が12年度とあります。決められた年度であるのでしょうか。以降にも目標があると思われませんが12年度という意味合いはどのようなものなのでしょうか。

事務局：県基本方針があります。そちらが12年度を目標としております。あわせた形で12年度80%と記載させていただいております。

酒井（功）委員：それ以降は目標は立てていないということですか。

事務局：現時点では立てておりません。

酒井（功）委員：12年度以降の目標を立てる計画はありますか。

事務局：県基本方針が変わってくるようであればあわせることとなります。

酒井（功）委員：実績の今年度の新規集積面積では、(26)ヘクタールとあります。カッコの意味はあるのでしょうか。

事務局：マイナスという意味合いになりまして、自動的に表記の仕方がカッコとなるようになっております。26ヘクタール減っているということになります。

酒井（功）委員：ホームページに公表する場合にわかりづらいと思われま。注釈にマイナスを△と表記することはできませんか。

事務局：一般の方が見てもわかりづらいかと思われま。ご指摘いただきましたようにホームページ上に公表させていただく際は修正いたしま。

酒井（功）委員：現状及び課題の中で緑の区分や黄の区分についてどういう意味なのかが分りかねま。どこかに記せる方法はありますか。

事務局：調査員の皆様に毎年農地をまわっていただき調査の結果、緑と黄については遊休農地と判定されたものになります。タブレットを使用し、一筆ずつ現場を見ていただいたと思いま。その結果をもとに作成していま。

酒井（功）委員：緑は少し荒れた地域、黄は荒れた地域であるという意味合いがあるということでしょうか。

事務局：緑と黄の区分の違いですが、調査員の皆さんの中では緑という位置づけをさせていただいていま。その中で農振農用地の青地がここでいう緑、黄については昨年から新たに発生した遊休農地です。

酒井（功）委員：緑は農振農用地、黄は今年新たに不耕作地になった地域と注釈を入れていただくと分りやすいと思いますがいかがでしょうか。調査員さんはわかりますが、一般の方が見た時に緑と黄の部分の違いが分からないかと思われま。住民の方がわりやすい表にさせていただけるとよいのではないのでしょうか。

酒井（功）委員：目標の達成状況の評語についてですが、結果が得られましたということだと思いますが、※のところに別表に基づいてと表記されています。委員から提出のあった資料に基づいて評価したというような表現にするのはどうでしょうか。注釈書きに関しましても公表した人に分りやすいように考慮していただきたいと思いま。

事務局：検討させていただきます。

会長：ほかにはありませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	53 件
現況証明願について	4 件
農地の転用のための届出の受理について	10 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	30 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1 件
令和4年度最適化活動の点検・評価について	報告書のとおり

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 44 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (11 番)

岡崎市農業委員会委員 (12 番)